

令和5年8月28日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく神戸市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1
1 総 括	2
(1) 算定対象会計	2
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	3
(3) 健全化判断比率の状況	3
(4) 資金不足比率の状況	4
2 健全化判断比率	5
(1) 実質赤字比率	5
(2) 連結実質赤字比率	6
① 概 要	6
② 宅地造成事業を行う特別会計の概要	7
(3) 実質公債費比率	9
① 概 要	9
(4) 将来負担比率	10
① 概 要	10
② 一般会計等の将来負担額	12
③ 充当可能財源等	16
3 公営企業の資金不足比率	17
(1) 概 要	17
《参考資料》	
別表 1-1~1-2、2-1~2-2	20

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し千円単位で表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額、差引額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

令和4年度決算に基づく神戸市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定は法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、算定過程における判断の妥当性を含めて審査を行うため、決算書類、証書類、諸帳簿等との照合、責任者に対する質問等を行った。

また、各比率については、年度比較による分析を行った。

第3 審査の期間

令和5年6月2日～8月28日

第4 審査の結果

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要は以下のとおりである。

1 総括

(1) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は第1表のとおりである。

第 1 表 健全化判断比率等の対象会計

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※2
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費					
		市営住宅事業費					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業費	資金不足比率	将来負担比率	資金不足比率※2	
			駐車場事業費				
			介護保険事業費				
			後期高齢者医療事業費				
	公営企業に係る特別会計※1	法非適用					市場事業費
							食肉センター事業費
							農業集落排水事業費
							市街地再開発事業費
		法適用					下水道事業会計
							新都市整備事業会計
							港湾事業会計
							自動車事業会計
							高速鉄道事業会計
							水道事業会計
		工業用水道事業会計					
一部事務組合，広域連合		阪神水道企業団					
		兵庫県後期高齢者医療広域連合					
		関西広域連合					
地方公社，第三セクターなど		神戸市道路公社					
		公立大学法人神戸市外国語大学					
		公立大学法人神戸市看護大学					
		地方独立行政法人神戸市民病院機構					
		損失補償を付している団体					
		反復・継続的な短期貸付を受けている団体					

※1 「法適用」は地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」は「法適用」以外の公営企業である。

※2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から施行されている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が行われ、各比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画を、財政再生基準以上であれば財政再生計画を議会の議決を経て定めなければならないこととなっている。

(3) 健全化判断比率の状況

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 健全化判断比率の状況

(単位 比率：%)

財政指標	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	-	-	16.25	30.00
実質公債費比率	4.8	4.4	25.0	35.0
将来負担比率	60.9	56.4	400.0	-

令和 4 年度決算において一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字及び全会計の連結実質赤字は生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

このほか、当年度の実質公債費比率は4.8%、将来負担比率は60.9%であり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(4) 資金不足比率の状況

令和4年度決算に基づく公営企業に係る特別会計の資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第 3 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 比率：%)

会 計 名	令和4年度	令和3年度	経営健全化 基準
市 場 事 業 費	-	-	20.0
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	-	-	
農 業 集 落 排 水 事 業 費	-	-	
市 街 地 再 開 発 事 業 費	-	-	
下 水 道 事 業 会 計	-	-	
新 都 市 整 備 事 業 会 計	-	-	
港 湾 事 業 会 計	-	-	
自 動 車 事 業 会 計	19.1	19.6	
高 速 鉄 道 事 業 会 計	-	-	
水 道 事 業 会 計	-	-	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	-	-	

備考：経営健全化基準以上であれば経営健全化計画を策定。

公営企業に係る特別会計11会計のうち、自動車事業会計において資金不足比率が算定されているが、19.1%となり、かろうじて経営健全化基準を下回っている。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

2 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

当該比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。令和4年度決算に基づく一般会計等の実質収支額合計は第4表のとおり黒字であり、当該比率は算定されない。

なお、当年度の一般会計の実質収支額は、11億2,650万円の黒字であった。

第4表 実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
一般会計等実質収支額 (A)	1,126,503	1,036,532	89,971
一般会計	1,126,503	1,036,532	89,971
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 ※	—	—	—
市営住宅事業費	—	—	—
公債費	—	—	—
標準財政規模 (B)	449,411,950	461,249,025	△ 11,837,075
実質赤字比率 (A/B×100)	—	—	—

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質収支額は算定されない。

備考：(A)欄の合計額は一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出に基づいて算定したもの。

なお、会計別内訳は純計に基づくものではない。

実質赤字の場合は、実質収支額欄が負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

① 概要

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 連結実質赤字額=(実質黒字額+資金剰余額)-(実質赤字額+資金不足額)がマイナスの値である。

2 資金不足額(法適用企業)=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

資金剰余額(法適用企業)=流動資産-{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)}

なお、流動資産や流動負債からは一般会計等との重複額等の控除があるほか、宅地造成事業を行う特別会計には土地評価差額等特例的な取扱いがある。

3 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

令和4年度決算に基づく全会計の連結実質収支額は、第5表のとおりであり、全会計の連結実質赤字は生じていないことから、当該比率は算定されない。

第 5 表 連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額		対前年度増減 (a-b)
	令和4年度(a)	令和3年度(b)	
一 般 会 計 等 (A)	1,126,503 (0.6)	1,036,532	89,971
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計(B)	6,053,083 (3.0)	5,576,808	476,275
国民健康保険事業費	1,725,016 (0.8)	2,368,608	△ 643,592
駐 車 場 事 業 費	- (-)	-	-
介 護 保 険 事 業 費	4,328,067 (2.1)	3,208,200	1,119,867
後期高齢者医療事業費※1	- (-)	-	-
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 (C)	196,793,020 (96.5)	203,224,286	△ 6,431,266
法非適用			
市場事業費	- (-)	-	-
食肉センタ一事業費	- (-)	-	-
農業集落排水事業費	- (-)	-	-
市街地再開発事業費	6,960,792 (3.4)	5,436,962	1,523,830
下水道事業会計	30,643,895 (15.0)	29,611,796	1,032,099
法適用			
新都市整備事業会計	109,109,843 (53.5)	112,719,079	△ 3,609,236
港湾事業会計	41,202,516 (20.2)	43,572,588	△ 2,370,072
自動車事業会計	△ 1,672,025 (△ 0.8)	△ 1,637,043	△ 34,982
高速鉄道事業会計	3,200,628 (1.6)	3,361,743	△ 161,115
水道事業会計	5,935,565 (2.9)	9,672,123	△ 3,736,558
工業用水道事業会計	1,411,806 (0.7)	487,038	924,768
連結実質収支額(D=A+B+C)	203,972,606 (100.0)	209,837,626	△ 5,865,020
標準財政規模(E)	449,411,950	461,249,025	△ 11,837,075
連結実質赤字比率(D/E)	-	-	-

※1 後期高齢者医療事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質収支額は算定されない。

備考:1 「実質収支額/資金不足・剰余額」欄の負の値は、公営企業に係る特別会計における資金不足額又はその他の会計における実質赤字額を表している。

2 表中の()は「連結実質収支額(D)」に対する構成比率である。

なお、販売を目的とする土地を保有し宅地造成事業を行う特別会計における算定上特例的な取扱については、「②宅地造成事業を行う特別会計の概要」で述べる。

② 宅地造成事業を行う特別会計の概要

神戸市において、宅地造成事業を行う特別会計は新都市整備事業会計（地方公営企業法適用）、市街地再開発事業費（地方公営企業法非適用）の2会計である。

新都市整備事業会計においては、第6-1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた額（他会計との重複額の控除等の調整後）(A)は663億円であるが、算定上の特例により販売用土地収入見込額(B)を加え、その造成のために起こした地方債の現在高(C)、(D)を差し引きするため、財政健全化法における資金剰余額(E)は1,091億円であり、連結実質収支額の53.5%にあたる。

資金剰余額(E)が前年度に比べ36億円減少している。これは主として、当年度末の流動資産が減少したことにより、流動資産から流動負債を差し引いた額(A)が減少したものの、地方債の償還が進んだことにより地方債現在高が減少したことによる。

第 6 - 1 表 宅地造成事業を行う特別会計(法適用企業)の状況

〔新都市整備事業会計〕(単位 金額：千円)

項 目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
当年度末の流動資産から流動負債を差し引いた額 (A)	66,342,958	80,408,037	△ 14,065,079
販売用土地収入見込額 (B)	120,635,318	122,933,783	△ 2,298,465
販売用土地収入見込額から控除する額 (C)	59,350,433	61,226,741	△ 1,876,308
地方債の現在高 (D)	18,518,000	29,396,000	△ 10,878,000
資金剰余額 (A) + (B) - (C) - (D) (E)	109,109,843	112,719,079	△ 3,609,236

備考：1 (A)欄は、(流動資産-他会計との重複額)-(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債-他会計との重複額)

2 (B)欄は、時価評価から販売経費等見込額を控除した額、簿価のいずれか低い方である。

時価評価は、区域ごとの販売公表価格を基準として販売実績の有無や売出開始後の経過年数を加味する方法を用いて算定している。

3 (D)欄は、算定の取扱い上、流動負債に計上されている地方債の現在高(108億円)は含まれていない。

次に、市街地再開発事業費の状況は第 6-2 表のとおりであり、市街地再開発事業費の繰越金 (A) に販売用土地収入見込額 (B) を加え、地方債の現在高 (C) を控除した額となる。

市街地再開発事業費の繰越金 (A) はなく、販売用土地収入見込額 (B) が地方債の現在高 (C) を上回っていることから、財政健全化法の算定上、資金剰余額 (D) が生じる。

第 6-2 表 宅地造成事業を行う特別会計(法非適用企業)の状況

〔市街地再開発事業費〕(単位 金額：千円)

項 目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
市街地再開発事業費の繰越金 (A)	-	-	-
販売用土地収入見込額 (B)	25,784,367	25,988,169	△ 203,802
地方債の現在高 (C)	18,823,575	20,551,207	△ 1,727,632
資金剰余額 (A) + (B) - (C) (D)	6,960,792	5,436,962	1,523,830

備考：(B) 欄は、保留床売却収入見込額である。

(3) 実質公債費比率

① 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）であり、算定式は以下のとおりである。財政健全化法における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \text{の3か年平均}$$

備考:1 準元利償還金は、公債基金の積立不足額を考慮して算定した額、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金、阪神水道企業団の地方債償還に対する負担金及び公債費に準じる債務負担行為に係るものの合計である。

2 算入公債費等の額は、元利償還金及び準元利償還金に係る地方交付税の標準財政需要額への算入額である。

当年度の算定状況は第7表のとおりである。

地方債の元利償還金の3か年平均が減少したため、実質公債費比率（3か年平均）は4.8%で、前年度（4.4%）に比べ0.4ポイント上昇している。

当年度の実質公債費比率（単年度）は5.3%で、前年度（4.4%）に比べ0.9ポイント上昇している。

これは、令和3年度は国税収入の増加に伴い、後年度の臨時財政対策債の償還基金費等として地方交付税の追加交付があったこと等により標準財政規模が増加していたが、当年度は前年度に比べて標準財政規模が118億円減少したことによる。

第 7 表 実 質 公 債 費 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方債の元利償還金 (A)	39,836,310	40,218,939	43,314,325
準元利償還金 (B)	64,860,484	63,605,357	60,965,166
特定財源 (C)	28,382,181	30,593,954	29,882,366
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	55,463,654	55,463,132	55,901,907
標準財政規模 (E)	449,411,950	461,249,025	443,142,773
実質公債費比率(単年度)	5.3%	4.4%	4.8%
実質公債費比率(3か年平均)	4.8%		

備考：1 令和3年度実質公債費比率(令和元年度～令和3年度の3か年平均)は、4.4%である。

$$2 \text{ 実質公債費比率(単年度)} = \frac{(A + B) - C - D}{E - D} \times 100$$

(4) 将来負担比率

① 概要

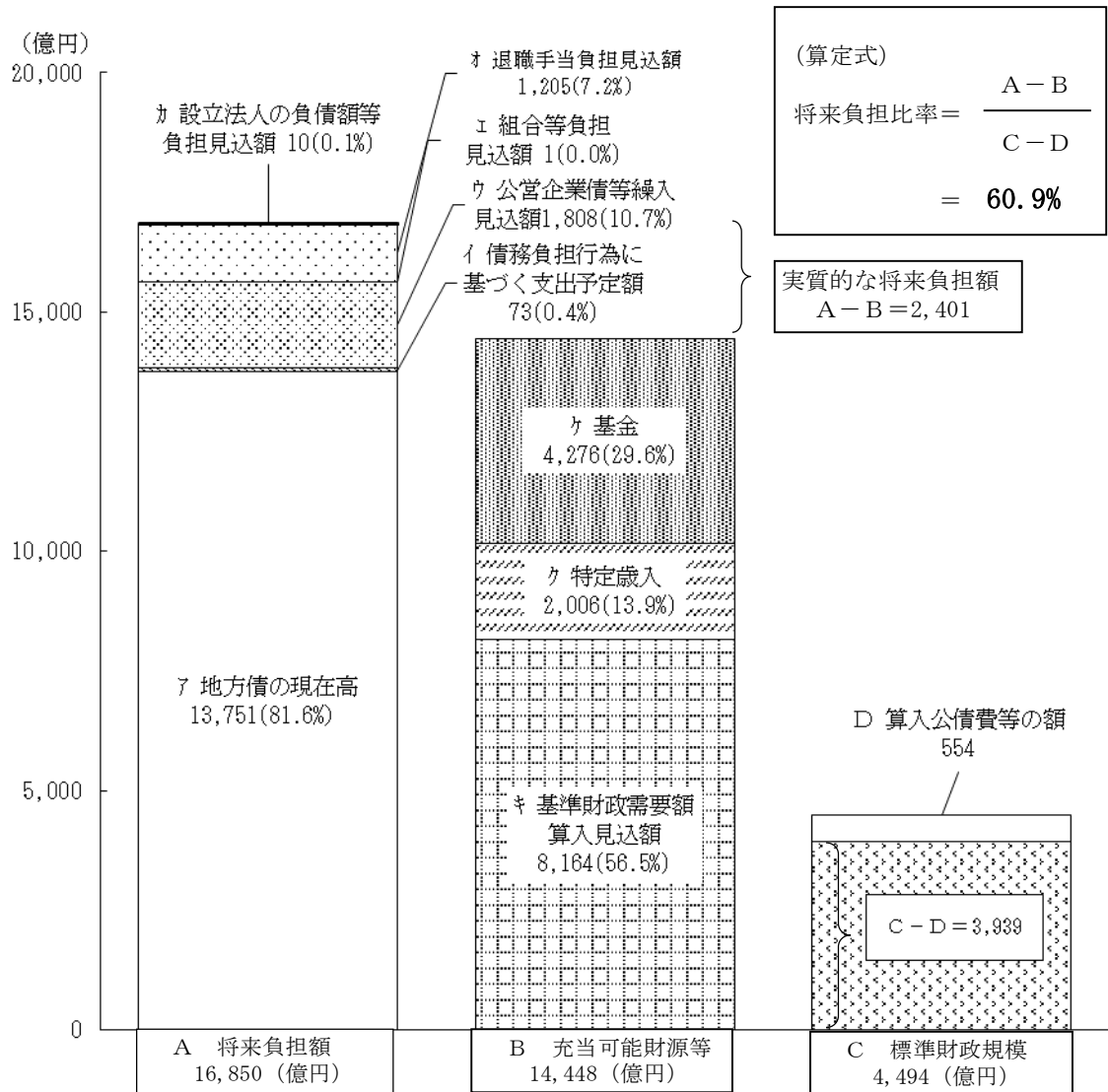
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。これは財政健全化法で導入された唯一のストック指標であり、政令市の早期健全化基準は400%とされている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

令和4年度決算に基づく算定状況は第1図のとおりである。将来負担額1兆6,850億円から充当可能財源等1兆4,448億円を差し引いた実質的な将来負担額は2,401億円であり、標準財政規模から地方債の元利償還等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入額を控除した額3,939億円に対する将来負担比率は60.9%で、前年度(56.4%)に比べ4.5ポイント上昇している。

これは、前年度と比べて、地方債残高が増加したこと及び標準財政規模が減少したことによる。

第 1 図 将来負担比率の状況



備考：グラフ上の()は、A:将来負担額に対する構成比率、B:充当可能財源等に対する構成比率である。

② 一般会計等の将来負担額

一般会計等の将来負担額の状況は第8表のとおりであり、主として地方債の現在高が増加したことにより、前年度に比べ411億円増加している。

第8表 一般会計等の将来負担額の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
地方債の現在高 ア	1,375,102,444 (349.1)	1,347,560,010	27,542,434
債務負担行為に基づく支出予定額 イ	7,312,991 (1.9)	8,137,157	△ 824,166
公営企業債等繰入見込額 ウ	180,870,293 (45.9)	163,536,289	17,334,004
組合等負担見込額 エ	144,940 (0.0)	153,761	△ 8,821
退職手当負担見込額 オ	120,571,737 (30.6)	124,079,636	△ 3,507,899
設立法人の負債額等負担見込額 カ	1,006,188 (0.3)	348,195	657,993
連結実質赤字額 ①	— (—)	—	—
組合等連結実質赤字額負担見込額 ②	— (—)	—	—
将来負担額合計(ア～カ計+①+②)	1,685,008,593 (427.7)	1,643,815,048	41,193,545
(参考) 標準財政規模 C	449,411,950	461,249,025	△ 11,837,075
(参考) 算入公債費等 D	55,463,654	55,463,132	522
(参考) 将来負担比率算式の分母(C-D)	393,948,296	405,785,893	△ 11,837,597

備考:1 表中のアからカ、C、Dは第1図参照

2 表中の()は、将来負担比率算式の分母(C-D)に対する比率である。

各算定要素の概要は、以下のとおりである。

ア 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は1兆3,751億円で、将来負担額の81.6%にあたる。主として臨時財政対策債が180億円増加したほか、土木債が107億円、教育債が62億円増加したことなどにより、前年度に比べ275億円増加している。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は73億円である。

主な内訳は、東灘区、灘区及び北区の庁舎整備に係るもの47億円、中央卸売市場本場の再整備などPFI事業に係るもの19億などである。庁舎整備に係る債務負担行為が前年度に比べ9億円減少したこと等により、支出予定額は前年度に比べ8億円減少している。

ウ 公営企業債等繰入見込額

一般会計等以外の特別会計の企業債等元金償還に対する一般会計等からの繰入見込額は1,808億円で、将来負担額の10.7%にあたる。これは、一般会計等以外の特別会計15会計のうち下水道事業会計など9会計に対するものであり、内訳は第9表のとおりである。

宅地造成事業以外については、企業債残高に過去3か年の準元金償還金を元金償還金で除した繰入実績等の平均値を乗じて算定されるが、経常赤字の公営企業は総務省が定める繰出基準に基づく繰入見込額が下限となる。

宅地造成事業については、現在の繰入実績の有無にかかわらず、事業終了時の実質的な債務超過に相当する額が算定される。

前年度に比べ繰入見込額が173億円増加（第8表参照）しているのは、港湾事業会計において、前年度に比べ、企業債元金償還に係る繰入額が増加したことなどによるものである。

第 9 表 公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 の 状 況

(単位 金額：千円)

会 計 名	令和4年度			令和3年度		
	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)
市 場 事 業 費	4,814,233	-	4,814,233	4,487,620	-	4,487,620
食肉センター事業費	1,281,214	-	1,281,214	1,256,424	-	1,256,424
農業集落排水事業費	4,493,777	-	4,493,777	4,712,270	-	4,712,270
市街地再開発事業費	8,836,730	-	8,836,730	9,415,706	-	9,415,706
下水道事業会計	50,579,327	-	50,579,327	46,166,472	-	46,166,472
港湾事業会計	61,741,193	-	61,741,193	46,672,316	-	46,672,316
自動車事業会計	912,808	-	912,808	584,481	-	584,481
高速鉄道事業会計	48,170,476	-	48,170,476	50,196,883	-	50,196,883
水道事業会計	40,535	-	40,535	44,117	-	44,117
合 計	180,870,293	-	180,870,293	163,536,289	-	163,536,289

備考：1 市街地再開発事業費の(B)は、繰入見込額がないため算定されない。

2 新都市整備事業会計は、(A) (B)とも繰入見込額がないため上表に記載していない。

エ 組合等負担見込額

阪神水道企業団が実施する水源開発等施設整備に係る地方債の償還額等については、繰出基準の対象となる地方債等の現在高に構成団体ごとの負担率を乗じて算定している。神戸市の負担見込額は、主として対象となる地方債の償還進捗等により、前年度に比べ882万円減少し、1億4,494万円であった。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び関西広域連合については神戸市が負担すべき地方債現在高はないため、負担見込額は算定されない。

なお、各団体においては、当年度の連結実質赤字額（第8表②）はなく、組合等連結実質赤字額に係る負担見込額は算定されない。

オ 退職手当負担見込額

当年度末退職者を除く全職員のうち、一般会計等が実質的に退職手当を負担する職員が、当年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

退職手当負担見込額は1,205億円であり、前年度に比べ35億円減少している。これは勤続年数の長い職員数の減による。

カ 設立法人の負債額等負担見込額

(7) 神戸市道路公社に係るもの

神戸市道路公社の負債額に係る一般会計等の負担見込額は第10表のとおりである。

借入金残高は156億円、将来収支見込額は207億円で、償還に充てることができる現預金等も50億円あるため、負担見込額は算定されない。

なお、財政健全化法においては、神戸市からの出資金249億円及び神戸市からの長期借入金18億円を同公社に係る負担見込額の算定上考慮しない。

第 10 表 道路公社の負債額に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

年 度		借入金残高 (A)	将来収入見込額 (B)	将来支出見込額 (C)	将来収支見込額 (D)=(B)-(C)	道路事業損失 補てん引当金 (E)	負担見込額 (負の場合0) (A)-(D)-(E)
令和4年度 (a)	道路特措法	15,627,818	71,120,711	50,631,985	20,488,726	5,029,400	-
	上記以外	-	696,832	390,192	306,640		
	計	15,627,818	71,817,543	51,022,177	20,795,366		
令和3年度 (b)	道路特措法	16,675,842	75,677,238	55,730,541	19,946,697	5,008,122	-
	上記以外	-	776,781	443,581	333,200		
	計	16,675,842	76,454,019	56,174,122	20,279,897		
対前年度増減 (a-b)	道路特措法	△ 1,048,024	△ 4,556,527	△ 5,098,556	542,029	21,278	-
	上記以外	-	△ 79,949	△ 53,389	△ 26,560		
	計	△ 1,048,024	△ 4,636,476	△ 5,151,945	515,469		

備考：1 (B)欄及び(C)欄は、道路整備特別措置法に係る業務については計画上の収入及び支出をそれぞれ過去3か年の実績に応じて補正し、それ以外の業務については3か年平均値に業務実施見込期間を掛けて算出している。

2 (E)欄は道路整備特別措置法施行令に基づく道路事業損失補てん引当金のうち、現預金等借入金の償還に充てることができるものに限る。

(イ) 地方独立行政法人に係るもの

神戸市の地方独立行政法人としては、公立大学法人神戸市外国語大学、公立大学法人神戸市看護大学及び地方独立行政法人神戸市民病院機構があるが、各法人とも繰越欠損金はなく、負担見込額は算定されない。

(ウ) 損失補償債務等に係るもの

損失補償債務等に係る負担見込額の状況は第 11 表のとおりであり、負担見込額は 10 億円である。

(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等に係る負担見込額

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に対し、神戸市が損失補償を行っている債務 33 億円を対象に、法人の財務諸表における経常損益や純資産等の状況等に応じて国の算定基準に基づき、神戸市の負担見込額が算定されている。当年度は、受託事業が終了したことで、経常損益が悪化したことにより、損失補償債務の負担見込額への算入率が前年度の 10% から 30% となり、負担見込額は 9 億 9,000 万円に増加した。

(ii) 公的信用保証、その他の損失補償債務等に係る負担見込額

公的信用保証及びその他の損失補償債務等に係る負担見込額は 1,618 万円、前年度に比べ微減となった。

第 11 表 損失補償債務等に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

団 体 名	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額 ※1	990,000	330,000	660,000
(公財)神戸医療産業都市推進機構	990,000	330,000	660,000
(ii) 公的信用保証、その他の損失補償債務等に係る負担見込額	16,188	18,195	△ 2,007
神戸電鉄株式会社 ※2	16,188	18,195	△ 2,007
合 計	1,006,188	348,195	657,993

※1 損失補償債務等に係る負担見込額の算定要素である経常損益からは神戸市の補助金等財政支援分が除かれる。

※2 三田線複線化等事業に係る損失補償債務。

③ 充当可能財源等

一般会計等の将来負担額に対する充当可能財源等の状況は第12表のとおりであり、充当可能財源等合計額は1兆4,448億円で、前年度に比べ300億円増加している。

第12表 充当可能財源等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

項目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
基準財政需要額算入見込額 キ	816,492,931 (56.5)	817,713,695	△ 1,220,764
充当可能特定歳入 ク	200,650,424 (13.9)	208,775,973	△ 8,125,549
都市計画税収	103,197,685 (7.1)	106,827,536	△ 3,629,851
転貸債に係る償還金	49,741,928 (3.4)	53,116,920	△ 3,374,992
公営住宅の使用料等	47,710,811 (3.3)	48,831,517	△ 1,120,706
国庫支出金等	— (—)	—	—
充当可能基金 ケ	427,678,548 (29.6)	388,247,899	39,430,649
公債基金	358,174,453 (24.8)	342,134,957	16,039,496
都市整備等基金	34,269,004 (2.4)	17,474,344	16,794,660
財政調整基金	15,598,498 (1.1)	14,561,665	1,036,833
その他の基金	19,636,593 (1.4)	14,076,933	5,559,660
充当可能財源等合計 (キ～ケ計)	1,444,821,903 (100.0)	1,414,737,567	30,084,336

備考：1 表中のキ、ク、ケは第1図（11頁）参照

2 表中の（ ）は充当可能財源等に対する構成比率である。

ア 基準財政需要額算入見込額（第12表キ）

基準財政需要額算入見込額は8,164億円で、充当可能財源等の56.5%にあたる。これは、地方債償還元金等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入見込額であり、地方債現在高等に国が定めた算入率を乗じて算定され、前年度に比べ算入見込額は12億円減少しているが、これは臨時財政対策債償還基金費等に係る算入見込額が減少したことなどによる。

イ 地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入（第12表ク）

地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入は2,006億円で、充当可能財源等の13.9%にあたる。前年度に比べ81億円減少しているが、これは、都心三宮再整備事業等の都市計画事業費が増加する中で、地方債の償還に充てる都市計画税等の充当見込額が減少したことなどによる。

ウ 充当可能基金（第12表ケ）

充当可能基金は、財政健全化法上では、法律で用途が限定されている基金や公営企業に設けられた基金を除く全ての基金（繰替運用や不動産等で保有する部分を除く）とされており、充当可能基金額は公債基金など19基金4,276億円で、充当可能財源等の29.6%にあたる。

前年度に比べ394億円増加しているが、これは都市整備等基金や公債基金が増加したことなどによる。

3 公営企業の資金不足比率

(1) 概要

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

備考:1 資金の不足額

〔法適用〕 = [(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

〔法非適用〕 = (実質赤字額+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)-解消可能資金不足額

なお、神戸市の法非適用の公営企業に対しては一般会計が収支差補填等の繰出を行っており実質赤字額は生じていない。

2 事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額（法非適用の場合はそれぞれ相当する額）

なお、宅地造成事業のみを行っている公営企業（法適用）は事業規模=資本+負債である。

財政健全化法上、資金不足比率が経営健全化基準である 20%以上になると、経営健全化計画を議会の議決を経て定めなければならない。このほか、地方財政法上、資金不足比率が 10%以上になると、起債にあたり総務大臣の許可が必要となり、資金不足解消計画の策定が必要となる。

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の状況は第 13 表のとおりであり、公営企業に係る特別会計 11 会計のうち、資金不足比率が算定されたのは自動車事業会計の 1 会計である。

自動車事業会計は、前年度と比べ乗車料収入が回復したことにより、資金不足比率は 19.1%となった。

第 13 表 資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	令和4年度			令和3年度		
	資金不足額	事業規模	資金不足比率	資金不足額	事業規模	資金不足比率
市場事業費	-	1,411,106	-	-	1,408,102	-
食肉センター事業費	-	170,327	-	-	166,044	-
農業集落排水事業費	-	114,981	-	-	119,314	-
市街地再開発事業費	△ 6,960,792	1,912,160	-	△ 5,436,962	598,869	-
下水道事業会計	△ 30,643,895	22,732,661	-	△ 29,611,796	22,645,602	-
新都市整備事業会計	△ 109,109,843	186,219,651	-	△ 112,719,079	198,661,718	-
港湾事業会計	△ 41,202,516	16,522,410	-	△ 43,572,588	16,485,692	-
自動車事業会計※1	1,672,025	8,725,255	19.1	1,637,043	8,315,414	19.6
高速鉄道事業会計	△ 3,200,628	19,567,293	-	△ 3,361,743	17,613,944	-
水道事業会計	△ 5,935,565	30,121,345	-	△ 9,672,123	30,124,239	-
工業用水道事業会計	△ 1,411,806	1,443,885	-	△ 487,038	1,454,029	-

※1 令和4年度資金不足額=[流動負債64億円-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債3億円+建設改良費等以外の経費に充てる地方債37億円-流動資産44億円-解消可能資金不足額37億円]

備考：資金不足額欄において、資金不足額は正数表示となる。

《 参 考 资 料 》

別表 1-1~1-2、2-1~2-2

《総務省「令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より集計》

別表1-1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率(政令市)の状況

(単位 比率：%)

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
札幌市	—	札幌市	—	大阪市	1.8	浜松市	—
仙台市	—	仙台市	—	札幌市	2.7	大阪市	—
さいたま市	—	さいたま市	—	相模原市	2.7	堺市	—
千葉市	—	千葉市	—	神戸市	4.4	岡山市	—
横浜市	—	横浜市	—	浜松市	4.8	相模原市	14.2
川崎市	—	川崎市	—	岡山市	5.1	さいたま市	18.9
相模原市	—	相模原市	—	熊本市	5.4	札幌市	29.3
新潟市	—	新潟市	—	堺市	6.1	静岡市	37.1
静岡市	—	静岡市	—	静岡市	6.2	神戸市	56.4
浜松市	—	浜松市	—	さいたま市	6.5	仙台市	59.1
名古屋市	—	名古屋市	—	仙台市	6.9	福岡市	82.9
京都市	—	京都市	—	名古屋市	7.2	名古屋市	94.2
大阪市	—	大阪市	—	川崎市	8.5	熊本市	104.6
堺市	—	堺市	—	福岡市	8.8	千葉市	116.0
神戸市	—	神戸市	—	北九州市	10.3	川崎市	123.4
岡山市	—	岡山市	—	横浜市	10.6	新潟市	124.0
広島市	—	広島市	—	広島市	10.9	横浜市	129.9
北九州市	—	北九州市	—	新潟市	11.0	北九州市	150.0
福岡市	—	福岡市	—	千葉市	11.2	広島市	158.9
熊本市	—	熊本市	—	京都市	11.8	京都市	170.4
平均	—	平均	—	平均	7.1	平均	72.8

備考1 実質赤字額や連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」と表記している。

2 早期健全化基準は、各団体とも実質赤字比率11.25%、連結実質赤字比率16.25%、実質公債費比率25%、将来負担比率400%である。政令市はいずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

3 平均値は加重平均である。

別表1-2 令和3年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県 (47団体)	—	—	—	—	—
政令市 (20団体)	—	—	—	—	—
市区 (795団体)	—	—	1 (1)	—	1 (1)
町村 (926団体)	—	—	—	—	—
合計 (1,788団体)	—	—	1 (1)	—	1 (1)

備考1 ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

3 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準(財政再生基準)以上である団体の純計は、1(1)団体(市1(1))である。

別表 2-1 令和3年度決算に基づく資金不足比率(政令市の公営企業会計)の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

政令市	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率
神戸市	自動車事業会計	1,637,043	19.6
京都市	京都市高速鉄道事業特別会計	5,058,168	24.2
仙台市	自動車運送事業会計	300,275	5.6
政令市合計		6,995,486	-

備考 1 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

2 資金不足比率には、財政再生基準はない。

別表 2-2 令和3年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	- / 25	- / 19	- / 1,172	- / 96	- / 1,312
簡易水道事業	- / -	- / 2	1 / 474	- / 1	1 / 477
工業用水道事業	- / 38	- / 9	- / 93	- / 10	- / 150
交通事業	- / 3	1 / 18	2 / 55	- / 3	3 / 79
電気事業	- / 26	- / 2	- / 67	- / 2	- / 97
ガス事業	- / -	- / 1	- / 20	- / -	- / 21
港湾整備事業	- / 35	- / 4	- / 42	- / 6	- / 87
病院事業	- / 37	- / 14	1 / 433	- / 78	1 / 562
市場事業	- / 8	- / 18	- / 115	- / 9	- / 150
と畜場事業	- / 2	- / 6	- / 25	- / 4	- / 37
宅地造成事業	- / 47	- / 16	- / 329	- / 2	- / 394
下水道事業	- / 45	- / 28	1 / 2,139	- / 21	1 / 2,233
観光施設事業	- / 6	- / 4	1 / 211	- / -	1 / 221
その他事業	- / 14	- / 2	- / 62	- / 19	- / 97
合計	- / 286	1 / 143	6 / 5,237	- / 251	7 / 5,917

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。